

コメ先物市場と生産調整の関係に対する誤解について

平成 18 年 4 月 25 日

東京穀物商品取引所

1. 東京穀物商品取引所が提出したコメ先物試験上場認可申請に対して、コメの先物市場が開設され、生産者が個別に経営リスクのヘッジができるようになると、米政策の中核をなしている生産調整への参加意欲が低下して、その円滑な推進に支障をきたし、「コメの生産に著しい支障を及ぼすおそれがある」ので不認可の判断を下したとされている。しかし、このような判断は、明らかに、日本のコメの全体需給の均衡と米価安定の実現を目的とする全体政策（マクロの政策とも言うべき生産調整）と、個々の生産者の経営安定を目的とする個別経営対策（ミクロの政策）を混同したものであり、基本的に納得できるものではない。
2. コメの全体政策には、予め想定される需給の均衡を実現するために行う事前的政策としての「生産調整」と、収穫後に全体需給の均衡を回復するために行う事後的政策としての「過剰米の市場隔離（集荷円滑化対策等）」があり、何れの場合も、生産者の為の共同行為として農協等が主体となることを前提に政府が様々な支援を行っている。それに対し、個別経営対策は、全体政策の大枠が守られることを前提に、それだけではカバーできない個々の生産者の経営リスクに対応するものであり、主要なものとして「農業保険（農業共済）」と「先物取引」がある。

「農業保険」は、生育期間における天災や病虫害等の不測の事態によって減収等を余儀なくされたときに、その分を補填する目的で設けられた生産者同士の出資による共済制度である。従って、「農業保険」が円滑に機能するためには相当数の母集団の確保が必要となるので、コメについても一定規模以上の生産者には当然加入が義務付けられている（ただし、掛金の約半分については国庫負担補助が行われている）。

他方「先物取引」は、コメのような一年一作の農産物が年間を通じて消費されることを前提とした、売り手（生産者等）の将来の値下がりに対する対応である「売りヘッジ（在庫分のヘッジ）」と買い手（大口需要家等）の将来の値上がりに対する対応である「買いヘッジ」が基本である。また「先物取引」では、膨大な需給情報を背景に独自の相場観を持った膨大な投機資金がリスクテカーの役割を果たしており、特に、東京穀物商品取引所のような厚みのある先物市場では、必要に応じてコメ当業者が低いコストでリスクヘッジできるので、いわば外部資金による保険のための制度であると考えることができる。従って、「先物取引」の場合、農業保険のような当然加入の義務はなく、利用す

るかしないか、あるいはどの程度利用するのかは生産者を含め当業者個々の問題である。（アメリカでは、農業者に対しては、先物取引から派生したオプション取引（部分保険）が広く利用されている。）

3. このように、個別経営対策として存在する先物市場では、「生産調整」や「過剰米の市場隔離」との関係においても、その計画や実績等を需給情報の一つとして受け止めて価格形成に織り込んでいくにすぎない。従って、個別経営対策である「先物取引」が上手く機能すると全体政策である「生産調整」の実施に支障をきたすという議論は本末を転倒している。諸外国を見ても、そのような事実が存在した例はない。むしろ、作付け前に明らかに生産の過剰が予想される場合は「生産調整」が、また収穫後に予想外の豊作等により需給均衡が極端に崩れるような場合は「過剰米の市場隔離」が行われることは、本来の生産者保護という目的に加え、先物市場にとっても市場機能が適切に働くためには必要である。コメについても全体政策として「生産調整」の大枠が守らるべきことは当然であり、その上に「先物取引」等の細かい各種の個別経営対策の手当てが全体政策を補完するのが本来の姿である。

以上